

大和市雨水貯留浸透施設及び保全調整池の標識の設置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)第17条第3項及び第24条第1項の規定に基づき、特定都市河川流域内における雨水貯留浸透施設(以下「施設」という。)及び保全調整池の標識の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(雨水貯留浸透施設の標識の設置の基準)

第3条 法第17条第3項の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 施設の名称
- (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- (3) 施設の容量(容量のない施設にあつては規模)及び構造の概要
- (4) 施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長の許可を要する旨
- (5) 施設の管理者及びその連絡先
- (6) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、施設の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けなければならない。

(保全調整池の標識の設置の基準)

第4条 法第24条第1項の標識は、次に掲げる事項を明示したものでなければならない。

- (1) 保全調整池の名称
- (2) 保全調整池の容量及び構造の概要
- (3) 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は市長に届け出なければならない旨
- (4) 保全調整池の管理者及びその連絡先
- (5) 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年6月1日から施行する。